

八頭町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、八頭町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という）と称する。

(事務所)

第2条 センターの事務所は、八頭町子育て支援センター内（八頭町郡家殿281番地3）に置く。

(目的)

第3条 センターは、八頭町内において育児の支援を行いたい者と育児の支援を受けたいを会員として組織し、相互支援を行うことにより労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境づくりに資することを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録及びその他の会員組織に関する業務
- (2) 支援活動の調整に関する業務
- (3) 支援活動の講習及び指導に関する業務
- (4) 会員間の交流に関する業務
- (5) 関係機関との連絡調整に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的の達成に必要な業務

(組織)

第5条 センターは、次に掲げる者により組織する。

- (1) アドバイザー
- (2) サブリーダー
- (3) 会員
 - (ア) 支援会員 支援活動を行う会員とする。
 - (イ) 依頼会員 支援活動を受ける会員とする。
 - (ウ) 両方会員 支援会員と依頼会員を兼ねた会員とする。

(アドバイザー・サブリーダー)

第6条 アドバイザー及びサブリーダーは、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 依頼会員から依頼があった場合に支援会員への連絡調整

- (2) センターの業務内容の周知及び啓発
- (3) 会員の募集及び登録
- (4) 支援活動の調整及び会員間のトラブルへの助言
- (5) 会員に対する講習会及び交流会の開催
- (6) 他のファミリーサポートセンターとの連絡調整
- (7) センターの経理その他の業務運営

2 アドバイザーは、会員を一定の地区を単位として複数の会員グループに分ける。

(会員)

第7条 会員は、支援活動を行う者又は受ける者で、センターの承認を得たものとする。

2 会員は、次に掲げる要件に該当しなければならない。

- (1) センターの目的を十分に理解していること。
- (2) 八頭町内に居住している、若しくは勤務していること、又は八頭町内の保育所に通所している児童を持つ保護者であること。
- (3) 支援会員にあつては、心身ともに健康で、積極的に支援活動を行うことができること。
- (4) 依頼会員にあつては、当該依頼会員が保護者となっているおおむね満1歳から12歳までの児童を有すること。

3 支援会員と依頼会員は、兼ねることができる。

(入会)

第8条 センターに入会しようとする者は、入会申込書をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、入会申し込みを受け承認したときは、会員の登録を行う。

(会費)

第9条 会費は、徴収しない

(保険)

第10条 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

2 前項の保険の加入に要する費用は、センターが負担する。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときは、退会届をセンターに届け出なければならない。

(支援活動の内容)

第12条 支援会員が行う支援活動は、恒常的又は臨時的に次に掲げる支援を行うこととする。

- (1) 保育所、小学校その他これらに類する施設（以下「保育施設等」という。）の開始時間までに児童を預かること。
 - (2) 保育施設等の終了時間後、児童を預かること。
 - (3) 保育施設と支援活動を行う場所との間の送迎を行うこと。
 - (4) 児童が病気の場合、保育施設等が休みの場合等において、児童を預かること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、依頼会員の仕事と育児の両立のために必要な支援を行うこと。
- 2 前項の支援活動は、児童館、保育所などの公共施設及び支援会員の家庭において行うものとする。ただし、児童が病気の場合などのやむを得ないと認められる場合は、依頼会員の家庭において行うことができる。
- 3 児童の宿泊を伴う支援活動は、行わない。
- 4 利用において複数の支援会員からの利用希望があった場合、ひとり親家庭など優先的に支援をすることが望ましい場合は、できる限り利用調整を行うものとする。

(支援時間)

第13条 支援会員が支援活動を行う時間（以下「支援時間」という。）は、午前7時から午後8時までの間の必要と認められる時間とする。

- 2 支援時間は、1回につき1時間以上とし、1時間を超える場合は30分を単位とする。この場合において30分に満たない時間については、30分に切り上げる。
- 3 支援時間は、次に掲げるところにより算定する。
 - (1) 依頼会員の家庭で預かる場合は、支援会員が児童を預かったときから依頼会員に引き渡したときまでの間とする。
 - (2) 保育施設等の送迎の場合は、支援会員が児童を預かったときから保育施設等に送り届けたときまで、及び保育施設等から児童を預ったときから依頼会員に引き渡したときまでの間とする。

(支援活動の実施方法)

第14条 依頼会員は、支援活動を受けようとするときは、アドバイザー又はサブリーダーに対し支援活動の申込を行うものとする。

- 2 依頼会員から支援活動の申込みを受けたアドバイザー又はサブリーダーは、活動の内容、日時等を確認の上、適当と認められる支援会員に連絡し、支援活動の調整を行うものとする。

- 3 支援活動の調整を行ったアドバイザー又はサプリーダーは、支援依頼受付簿に記入するものとする。
- 4 支援会員は、支援活動を実施した後、支援活動報告書に支援活動の記録を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 5 支援会員は、前項の支援活動報告書をアドバイザー又はサプリーダーに提出しなければならない。

(遵守事項)

第15条 会員は、この会則を遵守しなければならない。

- 2 会員は、支援活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害し、又は第三者に一切の秘密を漏らしてはならない。
- 3 会員は、この会則の定めるところによらないで、会員相互に支援活動を行ったり又は受けてはならない。
- 4 依頼会員は、支援会員に対し、定められた支援活動の内容以外の支援を求めてはならない。
- 5 支援会員は支援活動を行うに当たっては、児童に事故が生じないように、安全及び衛生に十分配慮しなければならない。

(会員の資格喪失等)

第16条 会員は、会員となる要件に該当しなくなった場合は、会員資格を失うものとする。

- 2 センターは、会員が会則に違反した場合は、会員登録を取り消すことができる。

(支援活動報酬等)

第17条 依頼会員は、支援会員に対し支援活動の終了後次の金額を直接支払うものとする。

- (1) 1時間以下の場合 500円
- (2) 1時間を超える場合 30分を単位として250円(30分に満たない時間については、30分に切り上げる。)
- (3) 兄弟・姉妹に限って複数の児童を1人の支援会員が支援活動を行えるものとし2人目からは、1人につき次の額とする。
 - ア 1時間以下の場合 200円
 - イ 1時間を超える場合 30分を単位として100円(30分に満たない時間については、30分に切り上げる。)

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

依 頼 会 員 入 会 申 込 書

保護者氏名					
住 所	〒680-				
電話番号					
連絡先	住 所				
電話番号					
支援が必要な児童					
氏 名	性別	年齢	生年月日	保育所・学校名	
かかりつけの医者				既往症	
上記の通り、八頭町ファミリーサポートセンターへ入会を申し込みます。					
八頭町長		様			
年 月 日					
氏名					

支 援 会 員 入 会 申 込 書

氏 名		年 齢	歳			
住 所	〒680-					
	電話番号					
連 絡 先						
住 所						
電話番号						
支援できる曜日及び時間帯（可能な時間帯に○をしてください）						
月	火	水	木	金	土	日
7～10	7～10	7～10	7～10	7～10	7～10	7～10
10～14	10～14	10～14	10～14	10～14	10～14	10～14
14～18	14～18	14～18	14～18	14～18	14～18	14～18
18～20	18～20	18～20	18～20	18～20	18～20	18～20
いつでも要望に応じて対応できる						
車の免許	有			無		
健康状態						
上記の通り、八頭町ファミリーサポートセンターへ入会を申し込みます。						
八頭町長		様				
				年	月	
				氏名		